

わんちゃんも
楽しく
暮らすために

飼い犬の登録と 狂犬病予防注射を行いましょ

問い合わせ／環境課計画担当(内線3126)

犬は生後91日以上になったら市への登録と、狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回、必ず受けなければなりません。

狂犬病は、発症すると致死率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。狂犬病を防ぐためには、予防注射を行うことが最も有効です。集合注射会場又は動物病院で、必ず狂犬病予防注射を行ってください。



【定期集合狂犬病予防注射について】

とき・ところ／右表のとおり

費用／3,500円（注射料2,950円＋注射済票交付手数料550円）※新規登録を行う場合は更に登録手数料3,000円が必要

注意／○犬には必ず首輪をして、制御できる大人がご来場ください ○犬の健康状態に異常がある場合や妊娠している場合、以前に予防注射を受けて異常があった場合は受付時に申し出てください ○市内すべての会場で接種できます ○登録内容に変更が生じた場合は、手続きをしてください ○マスクを着用のうえ、体調の良い方がお越しください

令和4年度定期集合狂犬病予防注射日程表

	とき	ところ
4月12日(火)	9:30～10:15	コスモスアリーナふきあげ
	10:50～11:40	石田堤公園(旧吹上町民プール)
	13:30～15:00	鴻巣公園
4月14日(木)	9:30～11:00	田間宮生涯学習センター
	13:30～15:00	あたご公民館
4月17日(日)	13:00～14:00	川里支所
	15:00～16:00	吹上支所*
	13:00～15:00	鴻巣市役所
4月19日(火)	9:30～10:20	常光公民館
	10:40～11:30	笠原公民館
	13:30～15:00	川里支所
4月21日(木)	9:30～11:00	箕田公民館
	13:30～15:00	鴻巣市役所

*吹上保健センターから吹上支所へ会場が変わりました

犬のふんの放置は禁止です！

散歩中などの犬のふんの後始末は飼い主の責任です。一部の心ない飼い主のために、愛犬家全体に悪いイメージが持たれてしまいます。飼い犬のふんは必ず持ち帰ってください。市では犬のふんでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています。

ペットのための防災対策

災害はいつ起こるかわかりません。ペットが安全に避難できるように日ごろからの心構えと備えが大切です。

■健康管理としつけをしっかりとしましょう

突然の災害はペットにも大きなストレスを与え、慣れない避難所で、大勢の人や見知らぬ動物と一緒に生活では体調を崩しがちです。普段から健康状態に注意し、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておくなどのしつけをしましょう。

■マイクロチップの装着が義務化になります

マイクロチップは、迷子や災害時の脱走、盗難等に備えるための小さな名札のようなものです。6月からブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着が義務化されますので、犬や猫を購入したときは、飼い主情報をご自身の名義に変更する必要があります。

さらに、譲り受けた又は拾った犬や猫にマイクロチップを装着した場合は、飼い主情報の登録が必要となります。

マイクロチップの装着は、すでに犬や猫を飼っている人や、譲り受けた人などは努力義務となっていますが、突然の迷子や災害などに備えて、マイクロチップや首輪、迷子札などを付けて飼い主がわかるようにしましょう。

